

議案第97号

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

区長及び副区長の期末手当の支給月数を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の170」を「100分の178」に改める。

第2条 葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の178」を「100分の184」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。